

NPO法人 I. A. E. A. JAPAN 定款

第1章 総則

第1条 この法人は、NPO法人 I. A. E. A. JAPAN と称する。

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市に置く。

第3条 この法人は、日本農業の発展の為に、国際的視野を持った農業後継者を育成する事を第一の目的とする。その為に諸外国との農業青年の交流事業を推進し、研修生及び技能実習生の教養や農業技術の向上を図るとともに、会員の社会的地位を高め、国際間の親善関係の増進に積極的に寄与する事を第二の目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律に基づく監理支援事業
- (2) 外国農業研修生及び技能実習生の受け入れ、講習、実習、指導
- (3) 外国派遣国内農業研修生の公募、選考、送り出し、指導
- (4) 職業紹介事業
- (5) 会員相互及び、行政、農業団体、IAEA国際本部、諸外国のIAEA支部との協力、連絡提携
- (6) 資料及び情報の提供
- (7) その他、目的達成上必要な事項

第2章 会員

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、農家会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 農家会員
農業に従事し、この法人の主旨に賛同して入会し国外研修生及び技能実習生を受け入れる見識、能力を備えた者
- (2) 研修生会員
この法人に入会し、この法人の行う外国派遣農業研修事業にて研修を受ける者及び研修終了後も、この法人の活動に参加する者
- (3) 活動会員
この法人の目的に賛同して入会し、外国派遣農業研修事業での研修以外の、この法人の活動に参加する個人及び団体
- (4) 賛助会員
この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員は総会において、別に定める入会金及び会費を払い込まなければならない。

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 本人の死亡または団体の解散
- (3) 除名

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の1つに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。この場合には、総会の開催の日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、且つ総会に於いて弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 入会金及び会費の納入、その他この会に対する義務の履行を怠ったとき。
- (2) この法人の事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、又はこの法人の定款等に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの法人の信用を失わせるような行為をしたとき。

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 理事長は、この法人を代表し、総会及び理事会の決定に従って業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長に事故がある時はその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事長をのぞく理事は、この会の財務、書記、外国農業研修生及び技能実習生受入事業、外国派遣国内農業研修生送出事業を担当する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

第16条 役員は、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款並びに総会の決議を遵守し、この法人のために忠実に、その職務を遂行しなければならない。

第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任される役員の任期は、前任又は現在の役員の残任期間とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了する日までその任期を延長する。
- 3 任期満了又は辞任に因って退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行わなければならない。

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第20条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けられる者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 この法人に、理事会の推薦及び総会の承認を経て、名誉会長及び顧問を置くことができる。

第4章 総会

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、農家会員をもって構成する。

- 2 理事長は、毎事業年度1回2月又は3月に通常総会を招集する。
- 3 理事長は、次の場合に30日以内に臨時総会を招集する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 農家会員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して招集を請求したとき。
- 4 監事は、次の場合に30日以内に臨時総会を招集する。
 - (1) この法人の財産の状況または業務の執行について不正の点がある事を発見した場合に於いて、第15条第5項第4号の規定により、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

第23条 総会招集の通知は、その開催の日の5日前までに、会議の日時、場所、その会議の目的及び審議事項を記載した書面により行うものとする。

第24条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) この法人の事業の実施に係わる規程の制定及び改廃
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) この法人の事業の運営に関する中長期計画の策定及び変更
- (6) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び活動決算
- (8) 役員を選任及び解任
- (9) その他運営に関する重要事項

第25条 各農家会員の議決権は平等とする。

- 2 総会は、農家会員総数の半数以上が出席しなければ議事を審議する事ができない。この場合に於いて、第29条の規定により、書面による表決又は代理人による表決をした者は、これを出席者とみなす。
- 3 前項に規定する農家会員の出席がないときは、理事長は、第23条の規定により通知した総会の開催の日から20日以内に更に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議決において、特別の利害関係を有する農家会員は、その議決に加わることができない。

第26条 総会では、第23条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

第27条 総会の議事は、出席した農家会員の議決権の過半数でこれを決し可否同数の時は、議長が決するところとする。

- 2 議長は、総会に於いて総会に出席した農家会員の中から選任する。

第28条 次の事項は、農家会員の総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 会員の除名

第29条 農家会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面による表決または代理人に表決を委任することができる。

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 農家会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会に於いて選任された議事録署名人2人以上が、署名押印するものとする。

第5章 理事会

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項及び総会の決議を要しない会務の執行に関する事項を決議する。

第32条 理事長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

(1) 会員の加入及び脱退の状況

(2) この法人の事業の実施状況

(3) 理事会の決定に係わる事項の処理状況

(4) 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 各理事は、理事(理事長をのぞく)の過半数の同意を得てその会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書類を理事長に提出して理事会の招集を請求する事ができる。

3 前項の請求があった場合に於いて、理事長はその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮できる。

5 理事全員の同意があるときは、書面で通知することなく、理事長は理事会を招集する事ができる。

第34条 理事長は、理事会の議長となる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第35条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については出席したものとみなす。

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する事）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果及び議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印するものとする。

第6章 資産及び会計

第37条 この法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

- 2 この法人は、第5条に掲げる事業に係わる会計を一括して経理するものとする。

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した農家会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 農家会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、農家会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

第49条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した農家会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において農家会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 農家会員	入会金	10,000 円、	年会費	5,000 円
(2) 研修生会員	入会金	0 円、	年会費	5,000 円
(3) 活動会員	入会金	0 円、	年会費	5,000 円
(4) 賛助会員	入会金	0 円、	年会費	0 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年1月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	滝原 久雄	理事長
〃	深津 修一	副理事長
〃	齊田 和則	
〃	吉野 憲司	
〃	坂木 男	
監事	山崎 拓美	
〃	石田 隆幸	

附 則

平成23年1月7日一部変更（第5条関係）

令和8年〇月〇日一部変更（第5条、第24条、第38条、第42条、第43条、
第44条及び第46条関係）

本書は当会社・法人の定款に相違ありません。

NPO 法人 I.A.E.A.JAPAN

理事 深井 宏之

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 NPO法人I. A. E. A. JAPAN

1 事業実施の方針

令和8年度は、定款変更が完了できましたら、育成就労機構に監理支援機関の許可申請を行います。本格的な育成就労外国人の方の監理、支援は令和10年度からを予定しております。また、現在行っている技能実習生の監理、支援業務も引き続き行う予定です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
技能実習法に基づく監理支援事業	技能実習外国人の受け入れ先への監査、訪問指導、相談対応、生活支援（日本語学習支援等）、関係機関との連携業務	通年	群馬県、埼玉県内の受入事業所	2名	・技能実習生 ・受け入れ事業所 約60名
育成就労法に基づく監理支援事業	育成就労外国人の受入れに係る監理・支援体制の構築、関係機関との調整、受入れ準備等	通年 (令和8年度は準備期間)	群馬県、埼玉県内の受入事業所	2名	0名 (準備期間のため)

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
該当なし				

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合については記載を要しない。

(様式例8)

令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 NPO法人I. A. E. A. JAPAN

1 事業実施の方針

育成就労外国人の方の監理、支援を開始予定です。並行して技能実習生の監理、支援、特定技能の支援も行う予定です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
育成就労法に基づく監理支援事業	育成就労外国人の受け入れ先への監査、訪問指導、相談対応、生活支援（日本語学習支援等）、関係機関との連携業務	2027年10月～ 2028年1月	群馬県、埼玉県内の受入事業所	2名	・育成就労外国人 ・受け入れ事業所 約2名
技能実習法に基づく監理支援事業	技能実習外国人の受け入れ先への監査、訪問指導、相談対応、生活支援（日本語学習支援等）、関係機関との連携業務	通年	群馬県、埼玉県内の受入事業所	2名	・技能実習生 ・受け入れ事業所 約50名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
該当なし				

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその

令和8年度 活動計算書(仮)

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

NPO法人 I. A. E. A. JAPAN

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費	340,000	
賛助会員受取会費	0	
入会金	0	
受取会費計	340,000	340,000
2.事業収益		
受入事業収益(技能実習生)	9,900,000	
事業収益計	9,900,000	9,900,000
3.その他収益		
受取利息	3,000	
雑収益	81,500	
NPO運営費	2,970,000	
その他収益計	3,054,500	3,054,500
経常収益計		13,294,500
II 経常費用		
1.事業費(技能実習管理費)		
(1)人件費		
給与手当	5,696,953	
通勤費	0	
法定福利費	1,484,080	
福利厚生費	0	
人件費計	7,181,033	
(2)その他経費		
会議費	46,000	
旅費交通費	80,000	
研修費	260,000	
事業催事費	15,000	
通信運搬費	200,000	
事務管理費	250,000	
消耗品費	50,000	
水道光熱費	50,000	
地代家賃	230,000	
賃借料	0	
租税公課	550,000	
支払手数料	500,000	
支払報酬	250,000	
減価償却費	0	
車両費	55,000	
国際会議参加費用	100,000	
雑費	82,967	
その他経費計	2,718,967	
事業費計		9,900,000
2.NPO運営費		
(1)人件費		
給与手当	1,005,345	
通勤費	274,800	
法定福利費	1,113,533	
厚生費	0	
人件費計	2,393,678	
(2)その他経費		
会議費	40,000	
事業催事費	90,000	
諸会費	5,000	
支払報酬	280,000	
事務所管理諸費	230,000	
租税公課	100,000	
関係団体会議費	100,000	
運営諸費用	81,500	
雑費	1,894,756	
その他経費計	2,821,256	
管理費計		5,214,934
経常費用計		15,114,934
当期経常増減額		△ 1,820,434
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	
2.過年度損益修正益	81,500	
経常外収益計		81,500
IV 経常外費用		
1.雑損失	0	
2.過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△ 1,738,934
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		△ 1,738,934
前期繰越正味財産額		7,242,531
次期繰越正味財産額		5,503,597

令和9年度 活動計算書

令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

NPO法人 I. A. E. A. JAPAN

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費	320,000	
賛助会員受取会費	0	
入会金	0	
受取会費計	320,000	320,000
2.事業収益		
受入事業収益(技能実習生)	7,936,500	
事業収益計	7,936,500	7,936,500
3.その他収益		
受取利息	3,000	
雑収益	81,500	
NPO運営費	4,316,450	
その他収益計	4,400,950	4,400,950
経常収益計		12,657,450
II 経常費用		
1.事業費(技能実習管理費)		
(1)人件費		
給与手当	3,456,000	
通勤費	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	2,304,000	
人件費計	5,760,000	
(2)その他経費		
会議費	40,000	
旅費交通費	260,000	
研修費	100,000	
事業催事費	15,000	
通信運搬費	80,000	
事務管理費	120,000	
消耗品費	10,000	
水道光熱費	50,000	
地代家賃	230,000	
賃借料	0	
租税公課	500,000	
支払手数料	100,000	
支払報酬	250,000	
減価償却費	45,000	
車両費	310,000	
国際会議参加費用	66,500	
雑費	0	
その他経費計	2,176,500	
事業費計		7,936,500
2.NPO運営費		
(1)人件費		
給与手当	2,304,000	
通勤費	274,800	
法定福利費	1,261,200	
厚生費	0	
人件費計	3,840,000	
(2)その他経費		
会議費	40,000	
事業催事費	90,000	
諸会費	5,000	
支払報酬	280,000	
事務所管理諸費	690,000	
租税公課	100,000	
関係団体会議費	100,000	
運営諸費用	81,500	
雑費	494,450	
その他経費計	1,880,950	
管理費計		5,720,950
経常費用計		13,657,450
当期経常増減額		△ 1,000,000
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	
2.過年度損益修正益	81,500	
経常外収益計		81,500
IV 経常外費用		
1.雑損失	0	
2.過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△ 918,500
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		△ 918,500
前期繰越正味財産額		5,503,597
次期繰越正味財産額		4,585,097